

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年2月5日 |
| 【会社名】 | 株式会社青山財産ネットワークス |
| 【英訳名】 | Aoyama Zaisan Networks Company, Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 蓮見 正純 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂八丁目4番14号 |
| 【電話番号】 | 03(6439)5800(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 経営管理本部長 橋場 真太郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂八丁目4番14号 |
| 【電話番号】 | 03(6439)5800(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 経営管理本部長 橋場 真太郎 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 801,900,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 550,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 本有価証券届出書に係る自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)は、2019年2月5日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(2005年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 550,000株 | 801,900,000 | |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 550,000株 | 801,900,000 | |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 1,458 | | 100株 | 2019年2月21日(木) | | 2019年2月21日(木) |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われないうこととなります。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------------|-----------------|
| 株式会社青山財産ネットワークス 経営管理本部 | 東京都港区赤坂八丁目4番14号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------|----------------|
| 三井住友銀行 新宿支店 | 東京都新宿区新宿3-24-1 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 801,900,000 | 5,000,000 | 796,900,000 |

(注)1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2.発行諸費用の概算額の内訳は、[弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等]です。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分については、割当予定先との提携強化による企業価値向上を目的としており、資金調達を主たる目的とはしておりませんが、当社は、本自己株式処分の実行後に、当該提携強化とは別途のものとして、当社既存事業における不動産特定共同事業法に基づく商品組成(アドバンテージクラブ)のための不動産の取得を検討しており、本自己株式処分による差引手取概算額796,900,000円については、当該不動産の取得資金の一部に充当する予定です。当社といたしましては、アドバンテージクラブを顧客に提供することで財産コンサルティング事業を拡大し、以って当社の将来の企業価値向上に寄与すると考えており、当社の既存株主の皆様の利益の拡大にも貢献できるものと判断しております。上記の支出予定時期は、2019年3月から2019年9月を予定しており、実際の支出までは当社銀行預金口座にて適切に管理を行う予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

| | | | |
|------------------|-----------------|---|---|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | | 株式会社日本M & Aセンター |
| | 本店の所在地 | | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | | (有価証券報告書) 第27期(自2017年4月1日 至2018年3月31日) 2018年6月26日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 第28期第1四半期(自2018年4月1日 至2018年6月30日) 2018年8月10日 関東財務局長に提出 第28期第2四半期(自2018年7月1日 至2018年9月30日) 2018年11月9日 関東財務局長に提出 |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 150,000株 |
| | 人事関係 | | 当社の社外取締役である長坂道広氏は、割当予定先の従業員を兼務しております。また、2019年1月1日より、当社社員1名が割当予定先へ出向しております。 |
| | 資金関係 | | 該当事項はありません。 |
| | 技術関係 | | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | | 当社及び割当予定先間において、2005年1月18日付業務提携契約書を締結し、両社の経営資源に基づく事業承継総合コンサルティング業を遂行。また、2016年8月には、当社及び割当予定先の合併会社である株式会社事業承継ナビゲーターを通じて合併事業を行っております。 | |

| | | | |
|------------------|----------------|--|---|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | | 株式会社キャピタル・アセット・プランニング |
| | 本店の所在地 | | 大阪市北区堂島二丁目4番27号 |
| | 直近の有価証券報告書の提出日 | | (有価証券報告書) 第30期(自2017年10月1日 至2018年9月30日) 2018年12月25日 近畿財務局長に提出 |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | |
| | 人事関係 | | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | | 該当事項はありません。 |
| | 技術関係 | | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | | 当社の子会社である株式会社日本資産総研が、割当予定先との間で、同社への顧客紹介に係る業務提携及び割当予定先商品の販売代理に係る取引を行っております。 | |

(2) 割当予定先の選定理由

当社グループは、資産家を対象とする個人財産コンサルティング業及び法人を対象とする企業の事業承継コンサルティング業をコア事業として営んでおります。現在、当社は、コア事業の拡大と事業効率の向上によって、当社グループ事業全体の発展を図るために、取引先との協力関係の更なる強化を進めております。

この度、当社は、上記のコア事業の強化、取引先との協業の更なる発展及び安定的な事業基盤構築のための施策を当社の様々な取引先と検討した結果、株式会社日本M & Aセンター（以下「日本M & Aセンター」といいます。）及び株式会社キャピタル・アセット・プランニング（以下「キャピタル・アセット・プランニング」といいます。）の2社（以下「割当予定先2社」といいます。）の間におきまして、上記目的の達成のための関係構築及び関係強化について協議を行い、当社が処分する自己株式を第三者割当の方法により取得させることが、当社及び割当予定先2社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、本自己株式処分を行うことを決議しました。当社はこれまで、株主還元や機動的な資本政策を実現させる観点から継続的な自己株式の買付けを行って参りましたが、その結果としまして2019年1月末時点におきまして、発行済株式総数の4.6%に相当する自己株式を保有する状況となっております。当社が保有する自己株式を有効活用するにあたり、取引先との関係構築及び関係強化を進めることが上記目的の達成につながるという観点から、第三者割当による自己株式処分が合理的と判断いたしました。

本自己株式処分の割当予定先である日本M & Aセンターは、中堅・中小企業のM & A仲介事業に特化した成約実績1のリーディングカンパニーであり、当社とは2005年に業務提携契約を締結し、長年の協業関係にあります。具体的には、お客様の事業承継における様々な選択肢の提供と経営者の財産の承継に関し互いの強みを活かしながら、ワンストップでコンサルティングができるよう事業承継コンサルティング業における各面で業務提携を進めております。また、後継者問題の重要性の高まりに鑑み、後継者問題で悩む多くの経営者に対して、後継者を決定するまでの意思決定をサポートする機能が今まで以上に重要になるものと考え、当社は日本M & Aセンターとの間で、合併会社として株式会社事業承継ナビゲーターを2016年に設立し、現時点におきましても、両社共同で協業事業を進めておりますところ、今後、当社としては、当社の事業承継コンサルティング事業での取引を拡大させる上で、更なる取引関係の強化と資本関係の強化が重要であると判断し、日本M & Aセンターに当社の株式を追加で保有していただくことが当該強化につながるものと判断いたしました。なお、当社は日本M & Aセンターの株式を保有しておりませんが、既に同社との間で長年の協業関係が構築されていることから、当該強化のためには同社が当社株式を更に保有することが適切であると判断いたしました。資本関係の強化により、お客様への提案力強化やサービス品質の向上を通じ、当社と日本M & Aセンター双方にとっての企業価値向上に資するものと考えております。

本自己株式処分の割当予定先であるキャピタル・アセット・プランニングは、金融フロントエンドシステムのパイオニアとして独自の地位を築き、金融リテールビジネスの最適化を目的としたシステム開発及び提供を主体事業とする上場会社であります。今後、当社の資産運用及び事業承継コンサルティング事業での富裕層向けコンサルティングを拡大させる上で、相互の取引関係の強化と資本関係の強化が重要であると判断いたしました。具体的には、キャピタル・アセット・プランニングのシステムインテグレーション技術と当社のコンサルティングノウハウを融合させ、顧客満足度の向上及び生産性の向上を目的としたシステムの共同開発を実施するための、業務提携いたします。かかる今後の協業関係を構築するため、当社はキャピタル・アセット・プランニングとの間で当社の株式を保有していただく資本業務提携契約を新規に締結することが今後の両社の関係性の構築・発展のために適切であると判断いたしました。なお、当社はキャピタル・アセット・プランニングの株式を保有はいたしません。

上記で記載した内容を含め、当社とキャピタル・アセット・プランニングで、現在のところ合意している資本業務提携契約の内容は、下記記載の通りとなります。

- ・ 営業生産性を向上させるためのシステムの共同開発
- ・ 顧客満足度の向上のためのシステムの共同開発
- ・ 本契約当事者の営業基盤を活用した協業

割当予定先選定の理由及び処分時期につきましては、上記のとおり当社が取引先各社との幅広い協議を続けた結果、この度、関係強化についての方針が共有できた2社との中長期的な企業価値向上に資する協議と関係構築が必要であり、適切なタイミングで協議を開始するに当たり相応しい時期であると考えております。本自己株式処分に当たっては、当社が保有する自己株式のうち550,000株（発行済株式総数の4.6%、801,900,000円）を第三者割当の方法により処分いたします。内訳は、各割当予定先との協議の上、日本M & Aセンターに対し350,000株（発行済株式総数の2.9%、510,300,000円）、キャピタル・アセット・プランニングに対し200,000株（発行済株式総数の1.7%、291,600,000円）を処分いたします。

(3) 割り当てようとする株式の数

| 割当予定先 | 種類 | 処分予定株式数 |
|-------------------|--------|----------|
| 日本M & Aセンター | 当社普通株式 | 350,000株 |
| キャピタル・アセット・プランニング | 当社普通株式 | 200,000株 |
| 合計 | | 550,000株 |

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先2社より、本自己株式処分による株式の取得は当社との関係強化を目的とした投資であり、長期的に継続して保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は割当予定先2社から、割当予定先2社が払込期日から2年以内に本自己株式処分により処分される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

日本M & Aセンターが2018年11月9日に関東財務局長宛に提出している第28期第2四半期（自2018年7月1日至2018年9月30日）に記載の四半期連結貸借対照表により、日本M & Aセンターにおいて本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金（約108億円）が確保されていることを確認しております。

また、キャピタル・アセット・プランニングが2018年12月25日に近畿財務局長宛に提出している第30期有価証券報告書（自2017年10月1日至2018年9月30日）に記載の貸借対照表により、キャピタル・アセット・プランニングにおいて本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金（約28億円）が確保されていることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である日本M & Aセンターは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日2018年12月27日）に記載された「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、コンプライアンス行動指針10か条において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断することを基本方針としている旨を表明しており、同社及びその役員又は主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

また、割当予定先であるキャピタル・アセット・プランニングは、東京証券取引所市場第二部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日2018年12月26日）に記載された「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力との関与が認められない旨を表明しており、同社及びその役員又は主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

上記に加え、当社は、独自に株式会社エス・ピー・ネットワークのスクリーニングシステム、日経テレコン及びインターネット検索サイトにより割当予定先2社及びその役員又は主要株主の反社会的勢力該当性の有無を確認しており、その結果からも、割当予定先2社及びその役員又は主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及び処分条件の合理性に関する考え方

処分価額については、2019年2月5日開催の取締役会決議日の直前営業日である2019年2月4日の東京証券取引所における当社株式の終値の90%相当額である1,458円といたしました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、取締役会決議日直近の市場株価であり算定根拠として客観性が高く、かつ合理的であると判断したためです。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」及び本自己株式処分により生じる希薄化等を勘案しつつ、割当予定先2社との協業体制の更なる強化により期待される当社の企業価値向上への貢献、当社既存株主への利益への配慮、割当予定先2社が取得する当社株式を中長期的に保有する意向を示している点等を総合的に勘案して割当予定先2社と協議した結果、処分価額につきましては、取締役会決議日の直前営業日終値から10%のディスカウントを行うことを決定いたしました。

上記理由により決定した当該処分価額は、日本証券業協会の「第三社割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な処分価額には該当しないと判断しております。なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員(うち2名は社外監査役)からも、上記算定根拠による処分価額の決定は適正・妥当であり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を得ております。また、当社の取締役のうち社外取締役である長坂道広氏は、割当予定先である日本M&Aセンターの従業員を兼務しているため、利益相反のおそれを回避する観点から、本自己株式処分に関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において日本M&Aセンターとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。なお、当該処分価額1,458円は、本取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2019年1月5日から2019年2月4日)の終値平均値1,496円(単位未満四捨五入。終値平均につき以下同様。)に対し2.54%(小数点以下第三位を四捨五入。ディスカウント率及びプレミアム率につき以下同様)のディスカウント、同3か月間(2018年11月5日から2019年2月4日)の終値平均値1,419円に対し2.75%のプレミアム、同6か月間(2018年8月5日から2019年2月4日)の終値平均値1,620円に対し10.00%のディスカウントとなります。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、550,000株(議決権数5,500個)であり、これは2018年12月31日現在(直近の株主名簿の基準日)の当社の発行済株式総数11,963,500株に対して4.60%(総議決権数114,115個に対して4.82%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、当社と割当予定先2社が資本関係を構築し、信頼関係を強固にすることで、関係強化が推進され、当社の企業価値の向上につながるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所 有株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|---|---|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| 蓮見 正純 | 東京都新宿区 | 1,216,600 | 10.66 | 1,216,600 | 10.17 |
| 鷹野 保雄 | 東京都新宿区 | 665,800 | 5.83 | 665,800 | 5.57 |
| 株式会社日本M&Aセンター | 東京都千代田区丸の内1-8-2 | 150,000 | 1.31 | 500,000 | 4.18 |
| 資産管理サービス信託銀行株式 会社(年金信託口) | 東京都中央区晴海1-8-12 | 326,900 | 2.86 | 326,900 | 2.73 |
| 島田 睦 | 千葉県市川市 | 216,000 | 1.89 | 216,000 | 1.81 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 205,600 | 1.80 | 205,600 | 1.72 |
| 株式会社キャピタル・アセッ ト・プランニング | 大阪市北区堂島2-4-27 | - | - | 200,000 | 1.67 |
| MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーM U F G証券株式会社) | 25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA,U.K. (千代田区大手町1-9-7) | 161,989 | 1.41 | 161,989 | 1.35 |
| 大成株式会社 | 名古屋市中区栄3-31-12 | 110,000 | 0.96 | 110,000 | 0.92 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NORTHERN TRUST(GUERNSEY) LIMITED RE GGDP RE:AIF CLIENTS 15.315 PERCENT NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店カスタディ業務部) | 50 Bank Street Canary Wharf London E14 5NT,UK (中央区日本橋3-11-1) | 110,000 | 0.96 | 110,000 | 0.92 |
| 計 | | 3,162,889 | 27.71 | 3,712,889 | 31.04 |

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年12月31日現在の株主名簿を基に作成しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出に用いた総議決権数に本自己株式処分により処分する株式に係る議決権数を加えた数で除して算出しております。
3. 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後78株となります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期(自2017年1月1日 至2017年12月31日) 2018年3月27日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第1四半期(自2018年1月1日 至2018年3月31日) 2018年5月8日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第2四半期(自2018年4月1日 至2018年6月30日) 2018年8月7日 関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第3四半期(自2018年7月1日 至2018年9月30日) 2018年11月6日 関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年2月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年3月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年2月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年2月5日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年2月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年2月5日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書(上記2の四半期報告書の訂正報告書)を2018年8月7日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「本有価証券報告書等」といいます。)提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年2月5日)までの間において、本有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、本有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2019年2月5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社青山財産ネットワークス 本店
(東京都港区赤坂八丁目4番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。